

# 石川県公報

平成30年9月28日(金曜日)

号 外

(第73号)

## 目 次

規 則			
○石川県事務委任規則及び生活保護法施行細則の一部を改正する規則 (厚生政策課)	1	○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則及び児童福祉法施行細則の一部を改正する規則 (障害保健福祉課)	8
○介護サービス事業者の指定等及び業務管理体制の整備の届出に関する規則の一部を改正する規則 (長寿社会課)	7	○クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則 (薬事衛生課)	14
○養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則 (同)	7		

## 告 示

○生活福祉資金の貸付基準の一部改正 (厚生政策課) 14

## 規 則

石川県事務委任規則及び生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年九月二十八日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 石川県規則第三十四号

石川県事務委任規則及び生活保護法施行細則の一部を改正する規則  
(石川県事務委任規則の一部改正)

第一条 石川県事務委任規則(昭和三十五年石川県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二保健福祉センター所長の項第一号中20を21とし、19を20とし、18を19とし、17を18とし、16を17とし、15を16とし、14を15とし、13を14とし、同号12中「第五十五条の五」を「第五十五条の六」に改め、同号中12を13とし、11の次に次のように加える。

12 第五十五条の五の規定による進学準備給付金の支給

第二条 石川県事務委任規則の一部を次のように改正する。

別表第二保健福祉センター所長の項第一号中21を22とし、20を21とし、19を20とし、18を19とし、17の次に次のように加える。

18 第七十七条の二の規定による費用の徴収

別表第二保健福祉センター所長の項第九号中16を17とし、15を16とし、14を15とし、13を14とし、12の次に次のように加える。

13 第十四条第四項(第十五条第三項において準用する場合を含む。)の規定によりその例によることとされる生活保護法第七十七条の二の規定による費用の徴収

別表第二保健福祉センター所長の項第十号1中「第五条」を「第六条」に改め、同号2中「第十五条」を「第二十一条」に改め、同号3中「第十六条」を「第二十二条」に改める。

(生活保護法施行細則の一部改正)

第三条 生活保護法施行細則(昭和三十八年石川県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二十三条中「別記第三十八号様式」を「別記第四十一号様式」に改め、同条を第二十六条とし、第二十二條の次に次の三條を加える。

(進学準備給付金申請書)

第二十三条 施行規則第十八条の九第一項の規定による進学準備給付金の支給の申請書は、別記第三十八号様式によるものとする。

(進学準備給付金決定調査)

第二十四条 法第五十五条の五第一項の規定により進学準備給付金を支給するときの決定調書は、別記第三十九号様式によるものとする。

(進学準備給付金決定通知書)

第二十五条 法第五十五条の五第一項の規定による進学準備給付金の支給決定の通知は、別記第四十号様式により行うものとする。

別記第三十八号様式中「第23条」を「第26条」に改め、同様式を別記第四十一号様式とし、別記第三十七号様式の次に次の三様式を加える。

第38号様式(第23条関係)

年 月 日

## 進学準備給付金申請書

保健福祉センター所長 様

申請者

住所又は居所

(大学等に進学する者)

氏名

㊦

進学準備給付金の支給について、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

## 記

- 1 世帯主の氏名 \_\_\_\_\_
- 2 大学等に進学する者の生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日
- 3 進学先  
学校名 \_\_\_\_\_
- 4 進学後の居住先(該当する□にチェックを入れてください。)  
 大学等進学前の住居と同じ  
 転居により大学等進学前と異なる住居に居住(居住(予定)地を記載してください。)  
居住(予定)地 \_\_\_\_\_
- 5 関係書類  
(1) 入学手続に着手していることが確認できる書類として、以下のいずれか  
・ 入学金を納付したことを証明する書類の写し  
・ 入学金延納(進学後に納付すること)を申請した書類の写し  
・ 入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学手続が完了したことを証明する書類等の写し  
(2) 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し  
(3) その他支給決定にあたり必要な書類  
※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、進学する学校の合格通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。
- 6 進学準備給付金振込先(大学等に進学する者の口座に限ります。)  
金融機関名 \_\_\_\_\_ 銀行・信用金庫・信用組合  
(該当する金融機関の種類に○をしてください。)  
支店名 \_\_\_\_\_ 支店(ゆうちょ銀行を除く)  
記号 \_\_\_\_\_ (ゆうちょ銀行のみ記載)  
預金種類  普通預金  当座預金  
(該当する□にチェックを入れてください。)  
口座番号 \_\_\_\_\_ (右につめてご記載ください。)  
(カ ナ)  
口座名義人 \_\_\_\_\_

※ 上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。

第39号様式(第24条関係)

進学準備給付金決定調書									
ケース番号		対象者氏名					世帯主氏名		
決裁	年 月 日	回 議	所 長	課 長	指 導 員	施 行	起 案	年 月 日	
							担当員		
進学準備給付金決定伺									
調書のとおり決定してよろしいか。なお御決裁の上は例文により通知してよろしいか。									
進学準備給付金決定欄									
支給額									
円									
(進学先)									
(進学後の居住先)									
不 支 給 の 理 由									
進学準備給付金を支給する場合、支給日及び支給方法									

第40号様式(第25条関係)

第 号  
年 月 日

様

保健福祉センター所長 印

## 進学準備給付金支給(不支給)決定通知書

年 月 日付で申請された生活保護法による進学準備給付金について、下記のとおり決定しましたので通知します。

## 記

- 1 支給の可否  
 支給  
 不支給
- 2 進学準備給付金を支給する場合、支給額、支給日及び支給方法  
支給額 円  
支給日 年 月 日  
支給方法
- 3 不支給の場合、その理由
- 4 この決定通知が申請書受理後14日を経過した理由

## (備考)

- (1) この決定に不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対し審査請求をすることができます(なお、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であつても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- (2) 上記(1)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として(訴訟において県を代表する者は知事となります。)この決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。
  - ①審査請求をした日(行政不服審査法第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあつては、当該不備を補正した日)の翌日から起算して50日(50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日)を経過しても裁決がないとき。
  - ②決定、決定の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- (3) 進学準備給付金は、所得税や個人住民税は課されず、国税や地方税の滞納処分による差押えは禁止されています。

第四条 生活保護法施行細則の一部を次のように改正する。

第二十六条中「から法第七十八条」を「から法第七十八条第一項」に、「別記第四十一号様式」を「別記第四十一号様式」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第七十八条の二第一項又は第二項の規定により保護金品(金銭給付によつて行ふものに限る。)又は就労自立給付金から法第七十七条の二第一項に基づき徴収金の納入に充てる旨の申出書は、別記第四十一号様式によるものとする。

別記第三十六号様式中 「**稟議**」 を 「**回収**」 に、

就労自立給付金決定欄			
算定対象期間	収入充当額	算定率	積立額

を

就労自立給付金決定欄			
		最低給付額	
算定対象期間	収入充当額	算定率	積立額

に改める。

別記第四十一号様式中 「生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書」 を

「生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書 (生活保護法第78条第1項に基づく徴収金の場合)」 に改め、「回収」を別記第四十一号様式とし、別記第四十号

様式に次に次の1号様式を加える。

第41号様式 (第26条関係)

生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を  
徴収金の納入に充てる旨の申出書  
(生活保護法第77条の2に基づく徴収金の場合)

私は、 年 月分からの保護金品等(保護費(金銭給付されるものに限る。)及び就労自立給付金をいう。)より、毎月 円を 年 月 日付費用徴収決定通知による法第77条の2の規定に基づく徴収金の納入に充てることを申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納付するまで保護金品等から納入に充てるものとします。

年 月 日

住所  
氏名



保健福祉センター所長 様

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、平成三十年十月一日から施行する。
- 2 第三条及び第四条の規定による改正前の生活保護法施行細則の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

介護サービス事業者の指定等及び業務管理体制の整備の届出に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成三十年九月二十八日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第三十五号

介護サービス事業者の指定等及び業務管理体制の整備の届出に関する規則の一部を改正する規則

介護サービス事業者の指定等及び業務管理体制の整備の届出に関する規則(平成十一年石川県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

別記様式第三号中「定款・寄附行為等及びその」を削り、「専用区間等」の次に「(介護老人保健施設及び介護医療院を除く。)」を、「(介護老人保健施設)」の次に「及び介護医療院」を加え

10	運営規程	(変更後)	を
11	協力医療機関(病院)・協力歯科医療機関		
10	運営規程	(変更後)	に
11	協力医療機関(病院)・協力歯科医療機関(介護老人保健施設及び介護医療院を除く。)		
16	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携・支援体制	(変更後)	を
17	福祉用具の保管・消毒方法(委託している場合にあつては、委託先の状況)		
18	併設施設等の状況		
19	役員の氏名、生年月日及び住所(届出者が法人である場合に限る。)		
20	介護支援専門員の氏名及び登録番号		
16	福祉用具の保管・消毒方法(委託している場合にあつては、委託先の状況)	(変更後)	に改める。
17	併設施設等の状況		
18	介護支援専門員の氏名及び登録番号		

附 則

- 1 この規則は、平成三十年十月一日から施行する。
- 2 改正前の介護サービス事業者の指定等及び業務管理体制の整備の届出に関する規則の規定に基づいて調製した諸用紙は、所要の調整をしてなお当分の間使用することができる。

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成三十年九月二十八日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第三十六号

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十四年石川県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第五項中「以外の」の下に「養護老人ホーム」を加え、同条第六項ただし書中「できる」を「でき、第

項第三号ロの主任生活相談員については、サテライト型養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、「以上とする」に改め、同条第九項ただし書中「サテライト型養護老人ホーム」の下に「又は指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第二百三十八条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第二百二十六条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）を行う養護老人ホーム」を加え、同条第十一項中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

- 一 養護老人ホーム 栄養士又は調理員、事務員その他の職員

附 則

この規則は、平成三十年十月一日から施行する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則及び児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年九月二十八日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第三十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則及び児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正)

第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成十八年石川県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「診断書」の下に「及び省令第三十五条第二項第二号に規定する同条第一項第九号の事項を証する書類」を、「様式は、」の下に「それぞれ」を、「別記様式第三号の五(その二)」の下に「及び別記様式第三号の五(その三)」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 省令第三十五条第二項第二号に規定する同条第一項第八号の事項を証する書類のうち省令第三十八条の二において適用する省令第二十六条の三第三項の規定の適用を受けようとする場合の申請書の様式は、別記様式第三号の五(その四)のとおりとする。

第五条の二中「別記様式第三号の五(その四)」を「別記様式第三号の五(その五)」に改める。

第五条の三中「別記様式第三号の五(その五)」を「別記様式第三号の五(その六)」に改める。

別記様式第二号中

5	届出者(設置者)の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	
6	届出者(設置者)の定款・寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る。)	
7	事業所(施設)の管理者の氏名、生年月日、経歴及び住所	
8	事業所のサービス提供責任者の氏名、生年月日、経歴及び住所	
9	事業所(施設)のサービス管理責任者の氏名、生年月日、経歴及び住所	
10	事業所の指定地域相談支援の提供に当たる者の氏名、生年月日、経歴及び住所	
11	運営規程	(変更後)
12	介護給付費等の請求に関する事項	
13	事業所(施設)の種別(併設事業所等の別)	

を



14	建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示したもの）
15	設備の概要
16	併設型における利用定員数又は空床型における入所者の定員
17	協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容
18	他の障害福祉サービス等を行う者との連携体制及び支援の体制の概要
19	届出者（設置者）の役員の氏名、生年月日及び住所

5	届出者（設置者）の代表者の氏名、生年月日、住所又は職名	
6	届出者（設置者）の定款等（定款等は就労継続支援 A 型事業所に限る。）若しくはその登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）	
7	提供する障害福祉サービスの種類	
8	第三者に委託することにより提供する障害福祉サービスの種類又は第三者の事業所の名称若しくは所在地	
9	事業所（施設）の平面図又は設備の概要	
10	事業所（施設）の管理者の氏名、生年月日、住所又は経歴	
11	事業所のサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所又は経歴	(変更後)
12	事業所（施設）のサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所又は経歴	
13	事業所の指定地域相談支援の提供に当たる者の氏名、生年月日、住所又は経歴	
14	主たる対象者	
15	運営規程	
16	事業所（施設）の種別（併設事業所等の別）	
17	併設型における利用定員数又は空床型における入所者の定員	
18	協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容	
19	他の障害福祉サービス等を行う者との連携体制及び支援の体制の概要	
20	連携する公共職業安定所等の名称	

に定める。

別記様式第 11 号の 5 (その 5) や別記様式第 11 号の 5 (その 6) とし、別記様式第 11 号の 5 (その 4) を別記様式第 11 号の 5 (その 5) とし、別記様式第 11 号の 5 (その 11) の次に次の 1 様式を加える。

別記様式第3号の5(その4)(第5条関係)

年 月 日

自立支援医療費(精神通院)における寡婦(夫)控除等のみなし適用申請書

石川県知事 様

(申請者) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ㊟ (自署又は記名押印)

私は、自立支援医療費の支給に係る所得の額の計算において、寡婦(夫)控除等のみなし適用を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

※ 下記枠線内については、受診者・受診者の保護者(受診者が18歳未満の場合に限る)・受診者と同一保険の加入者のうち、寡婦(夫)控除等のみなし適用の要件を満たす方が記載してください。

私は、所得を計算する対象となる年の12月31日現在、次のいずれかに該当していることを申し立てます(該当番号を○で囲んで下さい)。

- 1 婚姻によらないで母となり、現在婚姻をしていないもののうち、扶養親族又は生計を一にする子を有するもの
- 2 1に該当し、扶養親族である子を有し、かつ、合計所得金額が500万円以下であるもの
- 3 婚姻によらないで父となり、現在婚姻をしていないもののうち、生計を一にする子がおり、合計所得金額が500万円以下であるもの

※ 上記の「現在婚姻をしていないもの」の「婚姻」には、届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含みます。

※ 上記の「子」は、総所得金額等が38万円以下であり、他の人の控除対象配偶者や扶養親族となっていない子に限ります。

私は、寡婦(夫)控除等のみなし適用に関して、関係機関において、寡婦(夫)控除等のみなし適用の対象者及び対象となる子の所得の額、世帯の状況及び戸籍の内容を調査し、取得した情報を要件の確認のために必要な範囲内で利用することに同意します。

年 月 日 氏名 \_\_\_\_\_ ㊟ (自署又は記名押印)

## 【添付資料】

- ・寡婦(夫)控除等のみなし適用の対象となる者本人の戸籍全部事項証明書
- ・上記の「子」の所得証明書(総所得金額等が分かるもの)

※「自立支援医療費支給認定申請書」の添付書類等で確認できる場合は、提出は不要です。

※所得の額の計算に必要な書類として、上記以外の書類の提出を求めることがあります。

## 【注意事項(必ずお読みください)】

- ・字は、楷書(かいしょ)ではっきり書いてください。
- ・本申請書は、自立支援医療費の支給に係る所得の額の計算にあたって、寡婦(夫)控除等のみなし適用を行うためのものであり、自立支援医療費の支給認定については、別途申請手続きが必要です。
- ・生活保護受給者、市町村民税非課税の方は対象外です。また、みなし適用を実施しても、結果として負担上限月額等が変わらない場合があります。
- ・記載内容に虚偽があった場合、寡婦(夫)控除等のみなし適用を取り消され、当該申請に基づき適用された自己負担額の減額分の一部又は全額の返還を求められる場合があります。

医師養成施設員 (㉒㉑) 母

自立支援医療を行うための入院設備の定員 (育成医療又は更生医療を行う診療所に限る。)	有 (                      人 )      ・      無	を
役員の氏名、生年月日及び住所		

自立支援医療を行うための入院設備の定員 (育成医療又は更生医療を行う診療所に限る。)	有 (                      人 )      ・      無	に改める。
--	--	-------

医師養成施設員 (㉒㉒) 母

薬剤師の氏名及び経歴		を
役員の氏名、生年月日及び住所		

薬剤師の氏名及び経歴		に改める。
------------	--	-------

医師養成施設員 (㉒㉓) 母

担当しようとする自立支援医療の種類	1 育成医療と更生医療      3 育成医療のみ 2 精神通院医療              4 更生医療のみ	を
役員の氏名、生年月日及び住所		

担当しようとする自立支援医療の種類	1 育成医療と更生医療      3 育成医療のみ 2 精神通院医療              4 更生医療のみ	に改める。
-------------------	---	-------

医師養成施設員 (㉒㉔) 母

自立支援医療を行うための入院設備の定員 (育成医療又は更生医療を行う診療所に限る。)	有 (                      人 )      ・      無	を
役員の氏名、生年月日及び住所の変更の有無	有 ・ 無 ※直近の指定の申請 (変更届出を含む。) から変更があった場合は、変更後の書類をこの申請書に添付してください。	

自立支援医療を行うための入院設備の定員 (育成医療又は更生医療を行う診療所に限る。)	有 (                      人 )      ・      無	に改める。
--	--	-------

医師養成施設員 (㉒㉕) 母

調剤のために必要な設備及び施設の変更の有無(育成医療又は更生医療に限る。)	有・無 ※直近の指定の申請(変更届出を含む。)から変更があった場合は、変更後の書類をこの申請書に添付してください。
役員の氏名、生年月日及び住所の変更の有無	有・無 ※直近の指定の申請(変更届出を含む。)から変更があった場合は、変更後の書類をこの申請書に添付してください。

を

調剤のために必要な設備及び施設の変更の有無(育成医療又は更生医療に限る。)	有・無 ※直近の指定の申請(変更届出を含む。)から変更があった場合は、変更後の書類をこの申請書に添付してください。
---------------------------------------	--

に改める。

別記様式様式第4号(ヤシク) 母

担当しようとする自立支援医療の種類	1 育成医療と更生医療 2 精神通院医療	3 育成医療のみ 4 更生医療のみ
役員の氏名、生年月日及び住所の変更の有無	有・無 ※直近の指定の申請(変更届出を含む。)から変更があった場合は、変更後の書類をこの申請書に添付してください。	

を

担当しようとする自立支援医療の種類	1 育成医療と更生医療 2 精神通院医療	3 育成医療のみ 4 更生医療のみ
-------------------	-------------------------	----------------------

に改める。

別記様式様式第4号(ヤシ) 母

4 主として担当する医師又は歯科医師の氏名及び経歴	(変更後)
5 自立支援医療を行うために必要な体制及び設備の概要	
6 自立支援医療を行うための入院設備の定員	
7 役員の氏名、生年月日又は住所	

を

4 主として担当する医師又は歯科医師の氏名及び経歴	(変更後)
5 自立支援医療を行うために必要な体制及び設備の概要	
6 自立支援医療を行うための入院設備の定員	

に改める。

別記様式様式第4号(ヤシ) 母

3 薬剤師の氏名及び経歴	(変更後)
4 調剤のために必要な設備及び施設の概要	
5 役員の氏名、生年月日又は住所	

を

3	薬剤師の氏名及び経歴	(変更後)	に改める。
4	調剤のために必要な設備及び施設の概要		

別記様式第三号(ヤシ川) 中

3	職員の定数	(変更後)	を
4	役員の氏名、生年月日又は住所		
5	その他の事項		

3	職員の定数	(変更後)	に改める。
4	その他の事項		

(児童福祉法施行細則の一部改正)

第二十条 児童福祉法施行細則(昭和六十一年石川県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第七条の二中「第二十一条の五の十六」を「法第二十一条の五の十六」に改める。

第七条の三第一項中「第二十一条の五の二十第一項」を「第二十一条の五の二十第三項」に、「第二十四条の十二」を「法第二十四条の十三第三項」に改める。

別記様式第十四号の二中

5	代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	(変更後)	を
6	定款・寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る。)		
7	医療法第7条の許可を受けた病院であること		
8	建物の構造概要及び平面図(各室の用途を明示したもの)並びに設備の概要		
9	事業所(施設)の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴		
10	事業所(施設)の児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴		
11	運営規程		
12	障害児(通所・入所)給付費、肢体不自由児通所医療費及び障害児入所医療費の請求に関する事項		
13	役員の氏名、生年月日及び住所		

5	代表者の氏名、生年月日、住所又は職名	(変更後)	
6	登記事項証明書又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る。)		
7	医療法第7条の許可を受けた病院又は診療所であること		
8	事業所(施設)の平面図又は設備の概要		

9	事業所（施設）の管理者の氏名、生年月日、住所又は経歴	に改める。
10	事業所（施設）の児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所又は経歴	
11	事業所（施設）の相談支援専門員の氏名、生年月日、住所又は経歴	
12	主たる対象者	
13	運営規程	
14	協力医療機関の名称若しくは診療科名又は当該協力医療機関との契約の内容	

附 則

- この規則は、平成三十年十月一日から施行する。ただし、第一条のうち障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則第五条第二項及び第三項、第五条の二並びに第五条の三の改正規定並びに同規則中別記様式第三号の五（その五）を別記様式第三号の五（その六）とし、別記様式第三号の五（その四）を別記様式第三号の五（その五）とし、別記様式第三号の五（その三）の次に一様式を加える改正規定並びに第一条中児童福祉法施行細則第七条の二及び第七条の三第一項の改正規定は、公布の日から施行する。
- この規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年九月二十八日

石川 県 知 事 谷 本 正 憲

石川 県 規 則 第 三 十 八 号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則（昭和五十九年石川県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

別記様式第四号中「又は戸籍記載事項証明書」を「、戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し（クリーニング師試験の申請時から氏名又は本籍に変更があつた者については、戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書）」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正前のクリーニング業法施行細則の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

告 示

石川 県 告 示 第 4 2 8 号

生活福祉資金の貸付基準（平成2年石川県告示第562号）の一部を次のように改正する。

平成30年9月28日

石川 県 知 事 谷 本 正 憲

3(1)ウ中「第2条第3項」を「第3条第3項」に改め、3(1)エ中「第2条第2項」を「第3条第2項」に改める。

附 則

- この告示は、平成30年10月1日から施行する。
- この告示の施行の日前にこの告示による改正前の生活福祉資金の貸付基準の規定により貸し付けられた貸付金については、なお従前の例による。